

# 確認申請書



※

整理No.

労働基準監督署長 殿

(フリガナ)

氏名 印

生年月日 年 月 日 (男・女)

住所

〒  -  電話( ) -

本社	フリガナ (名称又は氏名)	〒 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 20px;"></span> - <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 20px;"></span>	電話 ( )		
	(事業主)	(住所)			
事業場	(名称)	〒 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 20px;"></span> - <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 20px;"></span>	電話 ( )		
	(住所)				

- A. 上記事業主について ( ) 労働基準監督署長の認定があったので下記確認事項①から⑧までのすべての確認を申請します。
- B. 上記事業主について ( ) 地方裁判所の 
イ 破産手続開始 ロ 特別清算開始  
ハ 整理開始 ニ 再生手続開始  
ホ 更生手続開始
  の決定等があったので下記確認事項の 
すべて  
① ② ③ ④  
⑤ ⑥ ⑦ ⑧
  の確認を申請します。

① 企業が1年以上事業活動を行っていること。	③ 申請日(申立日) 年 月 日	⑤ 基準退職日(確認申請者が退職した日) 年 月 日	⑦ 生年月日 年 月 日 ( 歳)								
② 労災保険の適用事業主であること。	④ 認定日(決定日) 年 月 日	⑥ 退職の事由(更正手続開始に該当した者のみ記入) <input type="checkbox"/> 会社都合(定年を含む) <input type="checkbox"/> 自己都合	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、適格退職金制度、調整年金制度等への加入の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
⑧ 未払賃金の額	賃金の種類	支払期日	基本賃金	手当	手当	手当	手当	計	支払われた額	未払賃金の額	
	定期賃金	年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	小計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
退職手当	年 月 日						円	円	円		
未払賃金の立替払額の計算							合計	円	円	円	
立替払額	( 未払賃金総額又は賃確令に基づく上限の額のいずれか低い額 )							賃金締切日	毎月 日		
								賃金支払方法	<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 週給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> 出来高制 その他 ( )		
	: × 0.8 = : 円 (円未満切捨て)							雇入年月日	年 月 日		

証明資料	<input type="checkbox"/> 1 賃金台帳(写) <input type="checkbox"/> 2 労働契約締結時の賃金に関する書面(写) <input type="checkbox"/> 3 就業規則(写) <input type="checkbox"/> 4 労働協約(写)
	<input type="checkbox"/> 5 解雇辞令(写) <input type="checkbox"/> 6 出勤簿(写) <input type="checkbox"/> 7 労働者名簿(写)
	<input type="checkbox"/> 8 その他 ( )

- 上記の資料があれば、証明資料の該当番号の□をチェックし、この申請書とともに提出してください。資料の提出は、原本を提出する方法又はその写を提出する方法のいずれでも結構です。
- 証明資料が2人以上の申請者に共通なものは、各申請者ごとに提出する必要はありません。